

エコマーク商品類型 No.160

「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料  
Version1.0」 認定基準書

—適用範囲—

廃食用油由来の脂肪酸メチルエステルを使用したディーゼルエンジン  
用燃料（自動車用、建設機械用、発電機用など）

制定日 2017年 8月 1日  
最新改定日 2019年 4月 1日  
有効期限 2024年 7月 31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.160 「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料 Version1.0」 認定基準書

(公財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 認定基準制定の目的

バイオ燃料は、枯渇資源である化石資源を原料とする燃料に対し、再生可能な資源を原料とし、燃焼時に化石資源に由来する二酸化炭素の排出も伴わないことから、世界的にも利用が拡大している燃料である。このバイオ燃料の中でも、ディーゼルエンジン用の燃料である軽油などの代替となるバイオディーゼル燃料は、日本国内では廃食用油を原料としたものが中心で、新たな作物栽培の必要性や食糧との競合といった課題がなく、廃食用油の廃棄処理にかかる環境負荷削減にもつながる。エコマークでは、4つの重点領域として「省資源と資源循環」、「地球温暖化の防止」、「有害物質の制限とコントロール」、「生物多様性の保全」を掲げているが、廃食用油の利用は、特に「省資源と資源循環」に貢献するものである。

また、消費者が廃食用油の回収に協力した結果、再生された燃料として資源循環を実感できることから、消費者を環境に配慮した行動へ導くという効果も期待される。そこで、バイオディーゼル燃料を軽油などに代わる環境配慮製品として普及を後押しするため、エコマークで採り上げることにした。

### 2. 適用範囲

廃食用油由来の脂肪酸メチルエステルを使用したディーゼルエンジン用の燃料（自動車用、建設機械用、発電機用など）。

### 3. 用語の定義

廃食用油	調理過程および食品製造過程で排出された、もしくは賞味期限切れ等の理由により、食品として使用されなくなったために排出された食用油。
------	--

### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

## 4-1. 環境に関する基準と証明方法

### 4-1-1. 省資源と資源循環

- (1) 申込燃料に使用される脂肪酸メチルエステルの原料油脂は、廃食用油であること。また、その廃食用油は、関連する法令を順守して回収されていること。

#### 【証明方法】

申込燃料に使用する廃食用油の供給（回収）事業者名を、供給量の多い 5 社まで付属証明書に記載すること。また、その廃食用油の発生場所、発生過程、回収にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）などの関連する法令を確認し、該当する法令を順守していることなどについて記載した、廃食用油の供給（回収）事業者発行の原料供給証明書を提出すること。

- (2) 申込燃料は、脂肪酸メチルエステルを他の燃料（軽油など）と混合せずに使用する燃料であるか、もしくは軽油と混合し、「揮発油等の品質の確保に関する法律」（品確法）で定める脂肪酸メチルエステルの混合率（上限 5 質量%）を順守している燃料であること。または、同法の特例措置の認定を受けていること。

#### 【証明方法】

申込燃料の製造工程フロー図（製造工程の概要と担当事業者名を記載、主な製造装置の写真を添付したもの）を提出すること。また、脂肪酸メチルエステルと軽油の混合割合、その他の原材料、原料油脂中の廃食用油の質量割合を記載した、製造事業者発行の原材料証明書を提出すること。なお、「揮発油等の品質の確保に関する法律」（品確法）の特例措置の認定を受けている場合は、その証明書類も提出すること。

- (3) 申込者が申込燃料を製造または販売する場合は、使用者に対し、燃料の適正な取り扱いに関する注意（燃料の使用期限、燃料を使用する際に整備・点検が必要であることなど）および、使用せずに残った燃料の適正な処理方法について情報提供していること。

また、申込者が申込燃料を使用する場合は、燃料の取り扱いに関する注意などに従って燃料を適正に取り扱い、使用せずに残った燃料は適正に処理すること。

#### 【証明方法】

申込者が申込燃料を製造または販売する場合は、適正な取り扱いに関する注意および、使用せずに残った燃料の適正な処理方法が記載された部分の写しを提出すること。また、その情報の提供方法を付属証明書に記載すること。

申込者が申込燃料を使用する場合は、燃料の使用目的、適正に取り扱っていること、および使用せずに残った燃料を適正に処理することについて、付属証明書に記載すること。

- (4) 申込燃料の原料として受け入れられた廃食用油のうち、申込燃料に使用できなかった廃食用油は他の用途に利用されていること。

**【証明方法】**

申込燃料の原料として受け入れられた廃食用油のうち、申込燃料に使用できなかった廃食用油の年間発生量（概算）、用途、利用方法、処理工程が記載された、製造事業者発行の証明書を提出すること。

**4-1-2. 有害物質の制限とコントロール**

- (5) 申込燃料の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込燃料を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書（環境法規等の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間の行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書（改善命令、注意なども含む）、およびそれらに対する回答書（原因、是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料（記録文書の写し等）
  - 1) 工場が立地している地域に係する環境法規等の一覧
  - 2) 実施体制（組織図に役割等を記したもの）
  - 3) 記録文書の保管について定めたもの
  - 4) 再発防止策（今後の予防策）
  - 5) 再発防止策に基づく実施状況（順守状況として立入検査等のチェック結果）

- (6) 申込燃料に使用される脂肪酸メチルエステルの製造時に発生した廃液、排水、廃棄物は、法令を順守し、適正に処理されていること。

**【証明方法】**

申込燃料に使用される脂肪酸メチルエステルの製造時に発生した廃液、排水、廃棄物の内容、処理方法および処理に関連する法令が記載された、脂肪酸メチルエステル製造事業者発行の証明書を提出すること。

#### 4-2.品質に関する基準と証明方法

(7) 脂肪酸メチルエステルを他の燃料(軽油など)と混合せずに使用する燃料は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会の「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン」に定めるモニタリング規格について、毎年2回(12月から2月の冬期に1回、それとは4か月以上あけて1回)以上の分析を行い、適合を確認していること。ただし、燃料製造者が自身で使用し、自主的な品質規格がある場合は、その品質規格に適合していることでもよい。

脂肪酸メチルエステルと軽油を混合する燃料は、「揮発油等の品質の確保に関する法律」(品確法)で定める軽油の強制規格に適合していること。なお、自動車燃料として消費・販売する場合は、同法で定める軽油特定加工業者の事業者登録および品質確認を行っていること。同法の特例措置の認定を受けている場合は、定められた品質確認を行っていること。

##### 【証明方法】

脂肪酸メチルエステルを他の燃料(軽油など)と混合せずに使用する燃料は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会の「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン」に定めるモニタリング規格について、申込日から1年以内に基準で定める2回以上の分析を行った分析結果の写しを提出すること。また、認定後も毎年、基準で定める2回以上の分析を行った分析結果を提出すること。燃料製造者が自身で使用し、自主的な品質規格がある場合は、その品質規格の内容とそれに適合していることの証明書を提出すること。

脂肪酸メチルエステルと軽油を混合する燃料は、「揮発油等の品質の確保に関する法律」(品確法)で定める軽油の強制規格に適合していることを示す証明書を提出すること。自動車燃料として消費・販売する場合は、軽油特定加工業者の事業者登録通知書の写し、および申込日から1年以内に行った品質分析結果(1回分)を提出すればよい。同法の特例措置の認定を受けている場合は、定められた品質確認を行っていることの証明書を提出すること。

#### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。(燃料を製造する申込者のみ適用)

- (1) 廃食用油の回収時に輸配送の効率化を図っていること。
- (2) 製造時に発生したグリセリン廃液は、製品グリセリンとしてマテリアルリサイクル、または焼却施設やボイラーでの燃料利用、メタン発酵施設や堆肥化施設での発酵促進剤としての利用など有効利用していること。

- (3) 燃料の精製過程で油分を含む洗浄廃水が発生する場合は、焼却施設でグリセリン廃液とともに燃焼させるか、メタン発酵での希釈水などとして利用していること。

## 6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分（申込単位）は、申込燃料の品質規格値（4-2.(7)で適用する品質規格項目および規格値）が同一の燃料毎とする。品質規格値が同一であれば、容量、荷姿などが異なる燃料を一括で申し込むことができることとする。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
  - \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
  - \* 環境省「環境表示ガイドライン(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
  - \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)
- (3) 本商品類型で認定された燃料を、そのエコマーク使用契約者以外の第三者が使用し、当該燃料を使用した車両・機器、看板、広報物などにエコマークを表示する場合は、「エコマーク商品ユーザーロゴ」の使用申し込みを行うこと。併せて4-1-1(3)の基準の「燃料の取り扱いに関する注意などに従って燃料を適正に取り扱い、使用せずに残った燃料は適正に処理すること」を誓約すること。

---

2017年 8月 1日 制定 (Version1.0)

2019年 4月 1日 改定 (エコマーク表示規定)

2024 年 7 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。